糸満フィッシャリーナご利用時のしおり

糸満漁港ふれあい公園
糸満フィッシャリーナ

令和４年３月吉日

ご利用者様　各位

糸満フィッシャリーナ指定管理者

「糸満フィッシャリーナご利用時のしおり」送付のご案内

拝啓　陽春の候、ご利用者皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、糸満市と協議を重ね令和２年４月１日付けで「糸満フィッシャリーナ使用許可基準」を補足する目的で「フィッシャリーナ施設利用許可に関する運用内規」を制定させていただいています。今までＨＰ上及びフィッシャリーナ事務所で閲覧できるようにしていましたが、この度、各ご利用者皆様へ周知していただくために、その他の関係文書と合わせて「糸満フィッシャリーナご利用時のしおり」として配布することにしましたので施設利用のお役に立てていただきたいと思います。

なお、本書はご利用期間中（ご契約期間中）は保管をお願いします。変更事項につきましては、該当ページの差し替え文を送付させていただきますので、お手数ではありますが、その都度、該当書類の差し替えを行っていただき、管理をお願いいたします。

糸満フィッシャリーナ使用終了後（契約終了後）は、廃棄して下さい。

今後も糸満フィッシャリーナをよろしくご愛顧を賜りたくお願い申し上げます。

敬具

お問い合わせ先
糸満フィッシャリーナ
TEL098-840-3459

内　　容

１　糸満フィッシャリーナ施設利用許可に関する運用内規

２　糸満漁港ふれあい公園条例（抜粋）

３　糸満漁港ふれあい公園条例施行規則(抜粋)

４　既発出文書

（１）　移動タンク貯蔵所(タンクローリ)による給油行為の禁止について(通知)
（令和３年１月１１日　発簡)

（２）　現契約艇売買の取扱いについて
（糸満ﾄﾞ JV 通第００１号令和３年４月８日）

（３）　ﾋﾞｼﾞﾀｰﾊﾞｰｽ現契約者の利用についてのお知らせ
（糸満ﾄﾞ JV 通第００２号令和３年４月８日）

（４）　ﾋﾞｼﾞﾀｰﾊﾞｰｽ半年契約利用中の皆様へ利用方法の変更ついてのお知らせ
（糸満ﾄﾞ JV 通第００３号令和３年５月 22 日）

５　申請(更新)時必要書類一覧表

（１）　書類一覧表

（２）　各書類様式

ア　糸満フィッシャリーナ施設使用（変更）許可申請書
イ　船舶管理責任者届出書
ウ　共同利用者名簿
エ　行為許可申請書
オ　委任状（共同名義船舶使用者）
カ　退艇・譲渡・売買・入替・改造　届出書
キ　艇実測計測図
ク　確約書(月払い申請者用)
ケ　誓約書（新規契約者用）
コ　反社会的勢力ではないこと等に関する確約書
サ　出入港届

（３）　必要書類図(糸満ﾌｨｯｼｬﾘｰﾅ様式以外の物)

６　「糸満フィッシャリーナ利用者様へ」

１　フィッシャリーナ施設利用許可に関する運用内規

+フィッシャリーナ施設利用許可に関する運用内規

令和２年４月１日規程

１．はじめに

糸満フィシャリーナは、糸満ふれあい公園の施設のうち、浮桟橋、駐艇場等漁船と漁船以外の船舶を分離収容し漁業生産活動の円滑化を図る施設である。

このフィッシャリーナ施設利用許可に関する運用内規（以下「運用内規」という。）は、糸満フィシャリーナの施設利用許可に関する事項を定め、もってフィッシャリーナ施設の円滑な利用と利用許可を受けた者、その他のフィシャリーナ利用者の安全と利便を図ることを目的とする。

２．利用の許可

施設の利用許可を受けようとする者（以下「利用者」という）は、次の利用者の資格及び種類並びに係留船舶の条件、艇長等を満たす必要がある。

（1）利用者の基準・資格及び種類等

基準	１、糸満漁港ふれあい公園条例、同施行規則及び糸満フィッシャリーナ*利用*許可条件を遵守できる者 ２、反社会的勢力に属している者またはその親交者、暴力行為の常習者またはおそれのない者であること ３、フィッシャリーナを汚損・損傷・又は滅失するおそれのない者であること ４、利用料の滞納がない者であること ５、前各号に掲げる場合のほか、その利用が不適当又は施設の管理運営上支障を及ぼすおそれのない者であること
資格	１．艇を所有していること。なお、リース契約の場合は借受人、所有権留保条項のある売買契約等を締結している場合は、船舶の利用者等とする。 ２．施設は、「自己責任・自己管理」が基本につき、係留船舶に係る防犯・養生及び事故等については、施設の利用許可を受けた者の責任で行っていただけること ３．船舶の売買を目的として利用しないこと

	４．台風・暴風雨その他の災害が発生した場合、又はその発生が予想される場合は、各自速やかに船舶の養生を行っていただけること。また、養生に用いるロープ等についても各自用意していただけること
種類	○単独利用と共同利用があります １．単独利用 (1)　利用者は、申請書に個人名又は法人名を記載し、かつ押印していただきます (2)　利用者は、船舶検査証書の「船舶所有者」欄及び小型船舶登録事項通知書の「所有者氏名」欄に記載された個人名又は法人名と同一でなければなりません。但し、リース契約、所有権留保条項付き契約等における使用者を含む（証明できる書類を添付）。 (3) 利用者が船舶の運航・管理を委任等した場合や浮桟橋に係留している船舶で緊急時に利用者が遠隔地のため対応ができない場合は、以下の要件を備えた者を「船舶管理責任者」として届け出て下さい ① 係留船舶を操縦できる「船舶免許」を保有していること ② 係留船舶を航行・移動する権限を有すること ③ 緊急連絡時に係留船舶の養生が迅速に対応できること ２．共同利用 (1)　利用者は、申請書に個人名又は法人名を記載し、かつ押印していただきます。ただし、他に利用者がある場合は、そのうち一人を代表利用者として申請していただいたうえで、別途共同利用者名簿を提出してください (2)　利用者は、船舶検査証の「船舶所有者」欄及び小型船舶登録事項通知書の「所有者氏名」欄に記載された個人名又は法人名と同一でなければならない。但し、リース契約、所有権留保条項付き契約等における使用者を含む（証明できる書類を添付）。 (3) 利用者が船舶の運航・管理を委任等した場合や浮桟橋に係留している船舶で緊急時に所有者が遠隔地のため対応ができない場合は、以下の要件を備えた者を「船舶管理責任者」として届け出てくだい ① 係留船舶を操縦できる「船舶免許」を保有していること ② 係留船舶を航行・移動する権限を有すること ③ 緊急連絡時の係留船舶の養生が迅速に対応できること

（2）船舶の条件、艇長

船舶条件	○以下の全ての要件を備えたプレジャーボートに限ります。 １．船舶検査証書の用途欄が「プレジャーボート」等になっていること。 （漁船登録された船舶（沖縄県の場合、船舶番号が ON 番号の船舶）は、「小型兼用船」等の用途であっても除かれる）。但し、ビジターバースを利用して乗客を乗降りさせる等の一時的な利用は除きます。 ※既契約の船舶については、猶予期間として現在契約している船舶に限り認めるものとし、次の船舶の入れ替えからは認めない。 ２．プレジャーボートには、水上バイクを含まない（注） ３．船体保険、対人賠償及び対物賠償を補填する船舶責任保険に加入していること ４．日本小型船舶検査機構の検査を受けていること ５．期間有効な船舶検査証書を取得していること ６．フィッシャリーナの管理運営上支障にならないこと
船舶艇長	艇長は、船舶検査証書に記載されている登録長でなく、船外機等の付属品を含んだ実測した艇の全長をいいます。（艇幅も同様に付属品を含む実測全幅長をいう）。なお、艇搬入後の改造（アンカーローラーの取付等）により、実測長、実測幅が異なった場合は、使用許可を取り消すことがありますのでご注意下さい 実測長は、駐艇場、浮桟橋ごとに次のとおりとする。 （1）駐艇場 ①6m(A)・・・７m未満 ②9m(B).・・・7m以上～10m未満 ③11m（C）・・・10m以上～12m未満 （２）浮桟橋 ①9m浮桟橋・・・5m以上～10m未満　（実測幅 3.2m未満） ②13m浮桟橋・・・10m以上～14m未満（実測幅 4.2m 未満） （３）ビジターバース ①12m浮桟橋・・・13m未満（実測幅 3.9m未満） ②18m浮桟橋・・・19m未満（実測幅 5.1m未満）
隻数	利用できる隻数は、同一人で２隻までとする。（個人と法人の代表者が同一の場合や名義借りと判断できる場合も同一人とみなします。） なお、新規の募集については一隻目の申込者を優先します。

（注）水上バイクは、次の理由により許可しない。

イ．当施設での上下架できる場所は１か所であり、契約船舶の上下架作業に支障をきたすこと。また、フィッシャリーナ港内は狭小であり、他の利用船舶との安全距離を確保することが難しいため。

ロ.施設を出てすぐ漁港の出入り口航路と交差し、漁港へ入出港する船舶が輻輳しているため付近を航行する船舶との安全を確保する必要があるため。

※測定基準（測定図）

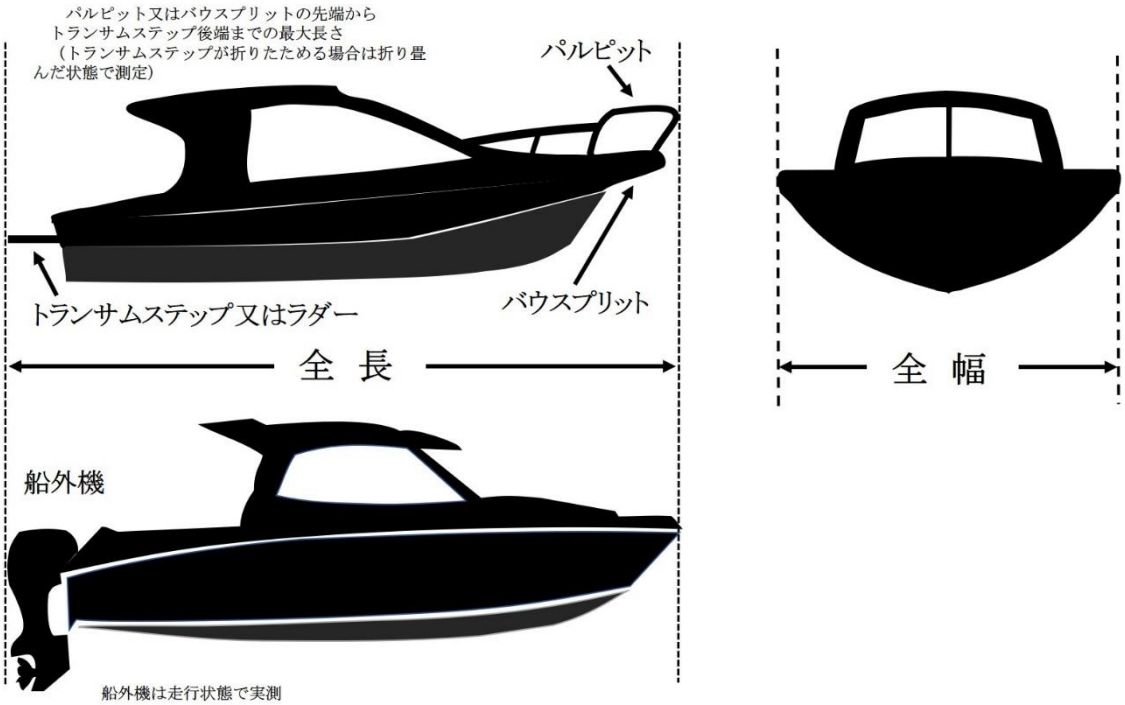

３．申請手続き等

（1）更新申請

申請者は、利用許可期間満了日（毎年３月３１日）の３０日前までに使用許可継続申請書を提出し、フィッシャリーナは必要書類等を点検し利用者として要件を満たしている場合は、継続使用を許可し、申請者は納付書に従い年間利用料を一括納付する。なお、利用開始日から３０日を過ぎても利用料の全額納付がない場合は、自動的に利用許可を取り消します。その場合、艇の搬出日までの利用料の支払義務が発生し、分

割納付は認めないものとする。
※受付印がないものは認めない

(２)臨時申請
期中において、空きスペースが生じた場合は、事務所内掲示版及びホームページにて募集の案内をする。なお、応募者多数の場合は抽選によって許可者を決定する。

(３)利用許可期間
利用許可期間は、４月１日から翌年の３月３１日までとします。なお、期中における臨時申請の場合は、許可日から許可期間満了日（３月３１日）までの残期間とする。
但し、利用期間内であっても違反行為等が認められた場合は、その限りではない。

(4)利用許可期間終了の効果
①利用期間の終了、利用期間内での契約解除又はその他の事由により契約を解除した場合には、利用者は直ちにフィッシャリーナ施設内から利用許可艇を搬出しなければならない。
②利用者が利用許可期間を過ぎても利用艇を搬出しない場合は、利用期間終了日又は契約解除日の翌日から搬出日までの利用料を支払わなければならない

(5) 利用料金の未払いが生じた場合の対応
① 契約の更新にあたり未払いが発生した場合の標準的な対応は次のとおりとする。
イ．４月末まで電話・訪問等により回収に努める
ロ．５月１日に内容証明郵便で契約の取り消し通知を出状する。記載内容は次のとおりとする。
・５月末までに支払いがない場合は、弁護士に依頼すること
・退去するまで料金を支払う必要があること（とりあえず４～５月分請求）
ハ．５月末までに支払いがない場合は、弁護士に依頼し、市役所商工水産課に報告する

② 上記以外の未払いが生じた場合の対応
未払いが発生した翌月を起算点に①に準じる

※利用許可条件３－２）利用許可期間満了後も・・・・・・利用許可開始日から30日を経過しても利用料の全額納付がない場合は自動的に利用許可を取り消す。

③ 未納者については、ブラックリストに登録し将来における再登録を防ぐ

※本事案に該当する案件については、すべての事案について、電話連絡や訪問日時、請求書等のエビデンスを残しておくこと。

4．通知義務について

(1) 利用者は利用許可申請書の記載された内容に変更が生じた場合は速やかに変更を確認できる書類を添付して、変更内容をフィッシャリーナ管理者に提出しなければならない

※受付印がないものは認めない

(2) 利用者が利用許可艇の船舶法定書類記載内容を変更した場合には速やかに変更した法廷書類の写しをフィッシャリーナ管理者に提出しなければならない（船検、中間検査による変更含む)。

5．必要書類

（1） 利用許可申請書

（2） 申請者の住民票（個人）【新規又は住所変更のみ】

（3） 申請者の登記簿（法人）【3か月以内の原本】

（4） 船舶免許証のコピー　【更新者のみ】

（5） 船の側面全景写真　【変更又は未提出者、船舶番号が分かる写真】

（6） 船舶検査証のコピー　【更新又は未提出者】

（7） 船舶検査手帳のコピー　【変更又は未提出者】

（8） 小型船舶登録事項通知書コピー【変更又は未提出者】

（9） リース契約書コピー　【リース契約船利用者】

(10) 賠償責任保険のコピー　【他人への賠償額は可能な限り無制限とする】

(11) 船舶管理責任者　【船舶の運航・管理を委任した場合や緊急時の対応を本人以外の第三者に依頼するとき】

(12)共同使用者名簿　【共同使用者がある場合】

(13) 船舶の使用貸借契約書　【船舶の使用~~賃貸~~貸借契約、リース契約及び所有権留保条項のある売買契約等により申請者と所有者が異なる場合】

(14)許可証返信用の封筒（返信先の住所、氏名を記載し、84円切手を貼付けて下さい）

※海洋レクレーション業等を行う場合は、別途許可が必要になりますので詳細は、管理事務所で確認して下さい。

※書類には、必ず受付印を押すことに留意する。受付印

６．オーナーバースの利用について

（１）糸満フィッシャリーナ使用許可条件（使用許可（変更）申請書裏面）の「5 利用許可を受けた者は、この権利を第三者に譲渡、転貸及担保差入することはできません」、「７利用許可を受けた所有者の変更と船体の許可名長さを（計測値）を超える変更はできません。その場合は新たに申請し許可が必要です」となっています。しかし、オーナーからの要望に答えるため所有者の変更について令和６年３月 31 日までに限って事前に相談することができることとする。

運用にあたっては、令和３年４月８日出状の「糸観ド通第 001 号現契約艇の売買の取り扱い」のとおりとする。

（２）オーナーバースをビジターバースとして利用できるのは、同一オーナーの所有する船舶に限り次の条件を満たす場合に限る。

〇条件

①．契約船が一時修繕等によりバースを利用しない場合、同一オーナーが所有する契約船以外の船舶を７日以内でバース利用を認める。引き続き利用する場合は申請書を再度提出し、条件を充たせばその都度認めるものとする。

但し、使用料は使用期間が 1 か月未満の場合の日額料金を係留した日数分を適用する。

②．入替する船舶は、他の場所に保管場所があること（保管場所証明書添付）。

（３）使用許可バースへの複数船舶の登録について

使用許可船舶以外の船舶複数登録は認めない。

７．ビジターバースの利用について

（１） ビジターバース利用基本方針

①申請者の基準・資格及び種類等については、前記２に記載のとおりとする。

②利用できる期間は７日以内とし、引き続き利用する場合は申請書を再度提出し、条件を充たせばその都度認めるものとする。

③使用料は、使用期間が１か月未満の場合の日額料金を係留した日数分を前払いとする。但し、前払いした利用料の払い戻しはしない。

④手続き等

イ．利用許可申請書、船舶検査証、船舶免許証、損害賠償保険証の写しを提出して申請する。

ロ．既に年間契約のある船舶の場合は口頭で申込むことができる。また、必要書類は提出済のため不要とする。

(2) 半年契約しているビジターバースの取り扱いについて

① 現契約者は特例として半年ごとの継続契約を容認する。但し、本来のビジターバースに戻すため、船舶や所有者の変更が生じた場合は、令和６年３月31日までの期間に限って事前に相談することができることとする。

運用にあたっては、令和３年５月22日出状の「糸ドJV通第003号ビジターバース利用についてのお知らせ」のとおりとする。

（３）オーナーバースと同様扱いし半年契約しているビジターバースについては、特例としてオーナーバースと同様に船舶の一時入替を認めることとする。

〇条件

①. 契約船が一時修繕等によりバースを利用しない場合、同一オーナーが所有する契約船以外の船舶を７日以内でバース利用を認める。引き続き利用する場合は申請書を再度提出し、条件を充たせばその都度認めるものとする。

但し、使用料は使用期間が１か月未満の場合の日額料金を係留した日数分を適用する。

②. 入替する船舶は、他の場所に保管場所があること（保管場所証明書添付)。

（４）使用許可バースへの複数船舶の登録について

使用許可船舶以外の船舶複数登録は認めない。

（５）営業艇の営業目的での浮桟橋の利用について

①申請者の基準・資格及び種類等については、前記２に記載のとおりです。

（注）営業艇の営業目的（浮桟橋を利用しての乗客の乗降り等）の外来艇の１２ｍバースへの係留は認めない。

但し、バースの整備工事が終了するまでの暫定措置として、オーナーバースの上架待ち等の箇所を利用して乗客の乗降のため利用する場合は、当面次のとおりとする。

イ. 利用する場所は、13ｍと９ｍバースの連結部分とする。

ロ. 利用する場合は、年間（３月31日を終期とする）の許可申請をし、利用日の当日までに具体的な利用時間等を記載して申請する。

１回の乗降時間は20分以内とする。当施設オーナーの利用が多い土・日の朝夕の時間帯（8時～10時及び16時から18時）は可能な限り避けることとし、状況により利用を制限することがある。また、外部からの利用者が増えフィッシャリーナの業務に支障がでると判断した場合は、いつでも許可を取り消すことができるものとする。

②営業艇利用料金は、1回（往復の接岸料）につき利用船舶の艇長に応じたバースの1日の料金を適用する。また、桟橋乗降利用料として営業客1名につき100円を徴収する。

8．波除提の利用について

（1）経緯

沖縄県が、令和3年4月1日から第三種糸満漁港における①放置等禁止区域指定、②、③プレジャーボート等係留指定施設を指定し施行しました。その中でプレジャーボート等係留指定施設の②として糸満フィッシャリーナを指定しています。そこで、沖縄県からの要望もあることから、安全性の問題もあり係留施設として利用してなかった波除提を利用し既存の当施設の艇長を超える船舶の短期係留や船舶検査等のための係留を受け入れ対応することとする。

なお、波除提については、沖縄県も船舶の係留を認める施設としており有償で係留させることに特に問題はありません。しかし、安全性の問題、利用可能船舶の隻数、利用料等、今後試験的に試行していき条例で定める事項があれば整理して適切な対策を講じる必要があるため暫定的な運用としたい。

（2）隻数及び艇長

①A場所：13m未満　1隻（安全性の問題から他のビジターバースを優先する）

②B場所：13m以上26m未満　1隻

（注1）A場所、B場所とはそれぞれ下記の場所をいう。
乗降のための「はしご」の設置された場所とする。

（3）係留期間：7日以内として延長を認めない。

（4）利用条件：本フィッシャリーナ以外に駐艇場を確保しており、以下に該当する場合。

①A場所：艇長が13m未満の船舶で、12mのビジターバースの予約が満杯の場合で受け入れする必要があると判断される場合や緊急避難等の措置が必要であると判断される場合。

②B場所：艇長が13m～26mの船舶で船舶検査のために利用する場合や緊急避難等の措置が必要であると判断される場合。

③台風等が発生し15m以上の強風域になる見込みのある場合は、予約を受け付けしません。また、既に予約し係留中であっても契約を解除し出港してもらいます。その場合、領収した利用料は未経過分については返戻します。

（注2）既契約船舶の台風対策の対岸ロープ張りの邪魔にならないようにするため。

④その他の使用許可条件は、糸満漁港ふれあい公園条例施行規則第3条

の３．１）．２）．３）を除き準用するものとする。

（５）手続き等：ビジターバースのとおり

・念書を提出すること。また、必要に応じ他の書類を提出してもらうことがあります。

（注３）雛形あり

（６）使用料金：当面は、艇長により計算した料金とする。

但し、将来条例で定める必要があるものと考えます（給水、給電等の付帯設備がない等他のビジターバースと区別する必要がある）。

（注 1）A 場所、B 場所とは下図の場所を言う。

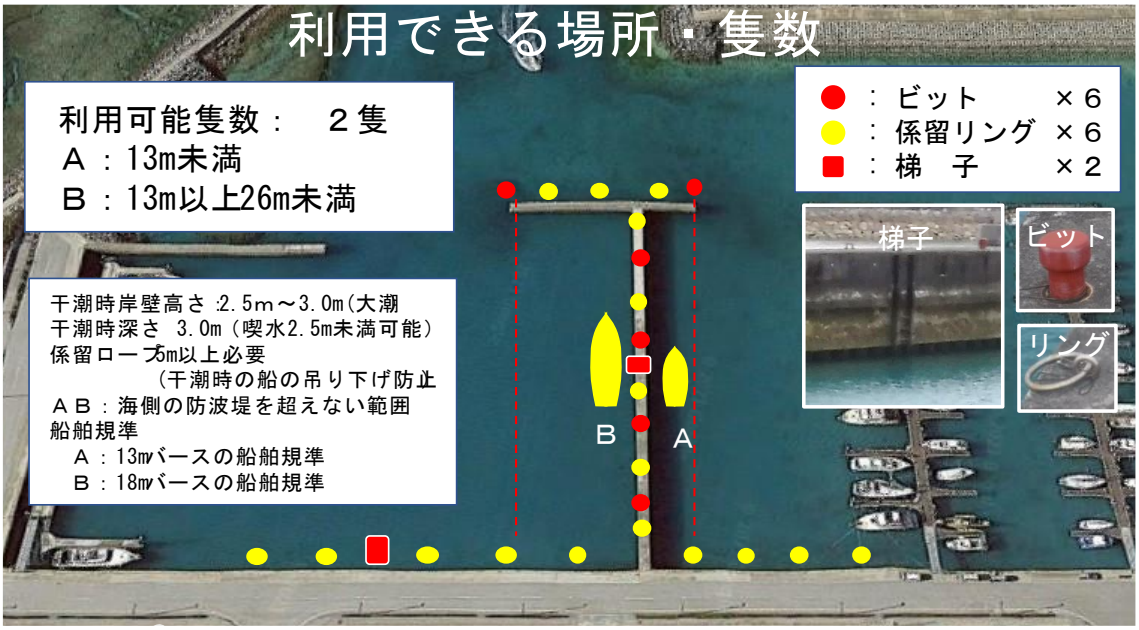

（注３）

令和　　年　　月　　日

念　　書

糸満フィシャリーナ　御中

住所

氏名　　㊞

係留船舶名

私は、「波除提」に船舶を係留するにあたり下記のことを承諾し係留します。

記

１．係留期間：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日まで

但し、如何なる理由があろうと７日以上の係留はしません。

２．係留する理由：

３．利用条件：本施設の利用許可の基本は「自己責任・自己管理」であることは当然ですが、特に「波除提」は浮桟橋の設備がないため船舶への乗り降りについては、細心の注意を払います。もし、係留期間中に人や物（自他を問わず）に損害が発生した場合は、全て自己責任であり自分で問題の解決にあたり、貴施設に迷惑をかけないことを約束します。

また、「フィッシャリーナ施設利用許可に関する運用内規」で定めているとおり、台風等が発生し 15m以上の強風域になる見込みのある場合は、既に予約し係留中であっても契約を解除し、既契約船舶の台風対策の支障にならないよう速やかに退去することを約束します。

以上

ビジターバースとして利用していく予定であるが具体的な利用方法については今後決定していくこととし、当面は試験的に運用し利用方法が決まり次第内規に盛り込むこととする。

９．契約艇以外の一時的な当施設利用について

契約艇以外の船舶が当施設を利用し船底掃除、塗装等の簡易な作業を行う場合は、使用許可申請書、船舶検査証、船舶免許証、損害賠償保険証の写しを提出して申請する。

フィッシャリーナは、施設の利用状況等を勘案のうえ許可の可否を判断します。但し、許可する期間は３日以内とする。

10. 施設内でのタンクローリーからの給油について

タンクローリーから船舶への給油は、糸満市消防本部から消防法による指導があり（令和３年１月 22 日　糸消予第 300 号)、当施設内におけるタンクローリーから船舶等への直接給油は禁止する。

11. 本要項の改廃については、糸満漁港ふれあい公園条例、同施行規則に抵触しない範囲内で　、「糸満市役所経済部商工水産課」と協議のうえいつでも改廃できるものとする。

12. この運用内規は、令和２年４月１日よりその効力を生じる。

改定

令和２年 11 月　１日　一部改訂
令和２年 12 月 25 日　一部改訂
令和３年４月　１日　　一部改訂
令和３年７月　１日　　一部改訂

２　糸満漁港ふれあい公園条例（抜粋）

（糸満市 HP 掲載）

３　糸満漁港ふれあい公園条例施行規則（抜粋）

（糸満市 HP 掲載）

4　既発出文書

令和３年１月２２日

各　　位

移動タンク貯蔵所（タンクローリー）による給油行為の禁止について（通知）

糸満フィッシャリーナ管理事務所

掲記について、糸満市消防本部より掲示のとおり同行為が消防法に違反し当施設内で違反行為が発生しないよう周知・指導を徹底するように指導をうけました。

つきましては、当施設内でのタンクローリー車からの給油行為を禁止しますので通知します。

なお、下記のとおり隣接する沖縄県水産公社から同施設の使用許可を得ていますので同施設を利用するよう案内します。

記

１．名称　：一般財団法人　沖縄県水産公社
２．所在地：糸満市西崎町 1-4-11　（糸満漁港北地区内）
３．電話　：992－3511
４．燃料　：重油、ディーゼル
５．営業日：月曜日～金曜日の８時 30 分～17 時
　　土・日及び祝祭日は休み
６，その他：(1) 原則、現金払いであるが後払いの場合は、県漁連の許可が必要
　　(2) 事前に連絡もらえば大型船舶の給油スケジュールを避けて給油が可能である。
　　(3) 設備は重油４基とディーゼル１基で複数船が給油できる。

以上

沖縄県水産公社燃料船舶用燃料給油所

1　事業所名：　一般財団法人　沖縄県水産公社

2　所在地：　糸満市西崎町１－４－１１（糸満漁港北地区内）

3　電話：　０９８－９９２－３５１１

給油調整連絡　携帯　０８０－３１８８－６５５８

（事前に携帯の方へ電話連絡して調整下さい。）

4　取扱燃料　重油・軽油

5　営業日　**月曜日から金曜日の０８３０～１５００まで(コロナ対策時短営業)**

※　土・日・祝祭日は休業

※　１２００～１３００　昼休み

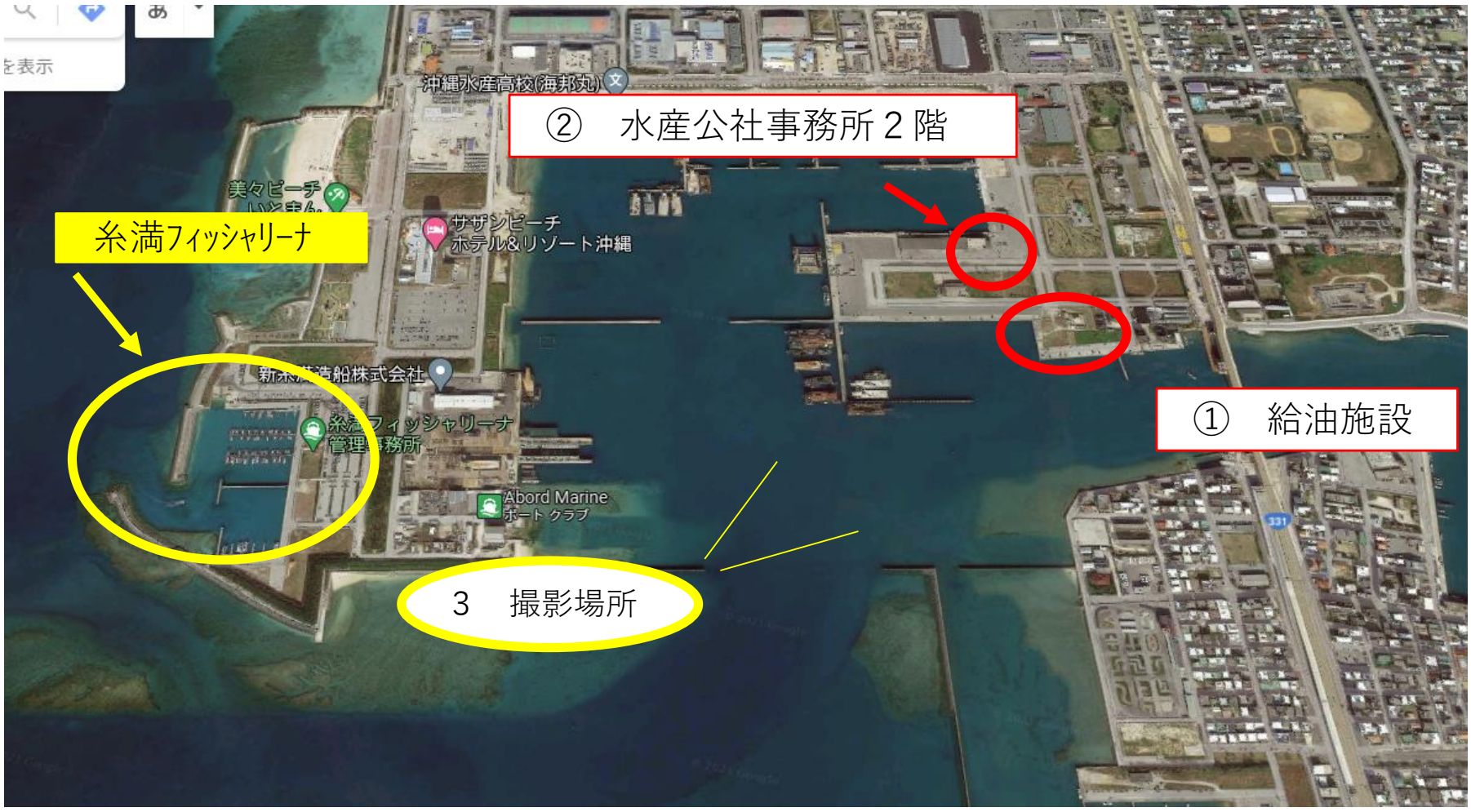

施　設　概　要

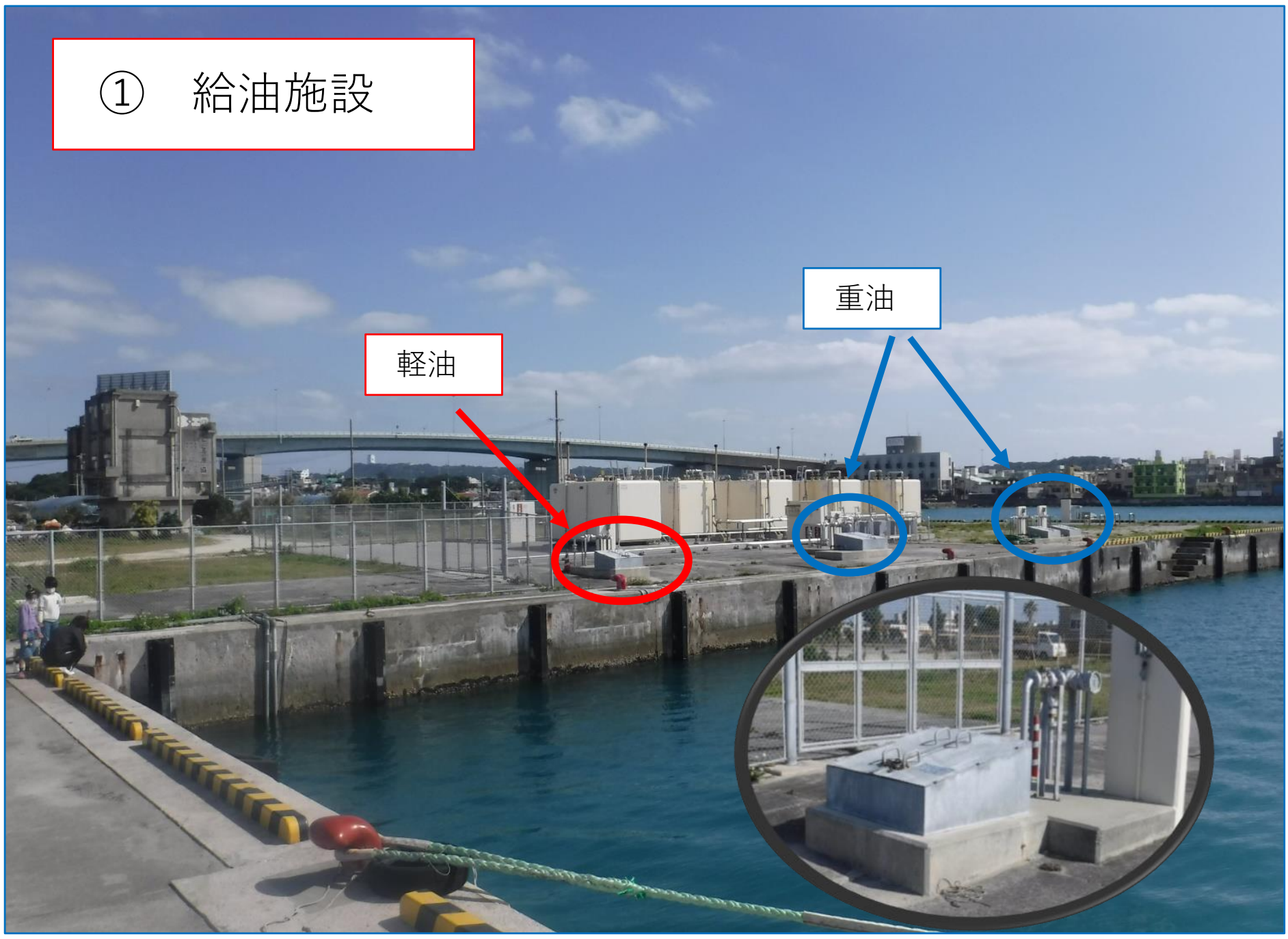

糸観ドJV通第００１号
令和　３年　４月　８日

各　　位

糸満漁港ふれあい公園指定管理共同企業体
糸満市観光協会・ドリームブリッジ共同企業体
（公印省略）

現契約艇売買の取扱いについて

拝啓

平素から糸満漁港ふれあい公園フィッシャリーナをご利用頂きましてお礼申し上げます。

さて、令和３年度の「駐艇場・浮桟橋の利用申請ご案内」文中に朱書きにおいて「なお、船舶の売買に伴うオーナーの変更については、糸満フィッシャリーナ使用許可条件の定めるとおり認めないことにしますのでご了承のほどよろしくお願い申し上げます。」と案内いたしましたが、再度糸満市と協議の結果、下記のとおり手順を定め猶予期間を設けることに致しましたのでお知らせします。

敬具

記

１　現契約艇の売買（譲渡）手続きの要領

（１）　売買される場合は、フィッシャリーナへ連絡下さい。その際に業者委託又は知人・縁故者への個人的売買（譲渡）など売買方法などをご連絡下さい。

（２）　引き続き駐艇場（浮桟橋）を利用される場合は、売買が成立される前に、船主予定者様との諸手続き説明、及び面談等を行い引き続きの施設使用許可の可否を指定管理者で判断します。

売買が決定された後に手続きを申し込まれても、施設使用許可については許可いたしません。

（３）　買主様又は、依頼する業者様には、駐艇場（浮桟橋）の継続使用の可否は指定管理者で決定される旨をお伝えください。

２　猶予期間

上記の手続きを実施してからの契約者の変更については、令和　３年４月１日から令和６年３月３１日までの３年間とし、それ以降につきましては、「糸満フィッシャリーナ使用許可条件」第５条に基づき、売買（譲渡）された場合は、使用許可は取り消し致します。

※　お問い合わせ

〒９０１－０３０５　沖縄県糸満市西崎町１－６－９
糸満フィッシャーリーナ管理事務所
℡　０９８－８４０－３４５９　fax　０９８－８４０－３４６０

以上

艇　長　実　測　要　領　図

各区画許容範囲

１　陸上駐艇場

（１）　A駐艇場：　６ｍ未満

（２）　B駐艇場：　９ｍ未満

（３）　C駐艇場：１１ｍ未満

※　船台についても上記基準適用

２　海上浮桟橋

（１）　９ｍｵｰﾅｰﾊﾞｰｽ　：　9m（幅 3.2m）未満

（２）１３ｍｵｰﾅｰﾊﾞｰｽ　：13m（幅 4.2m）未満

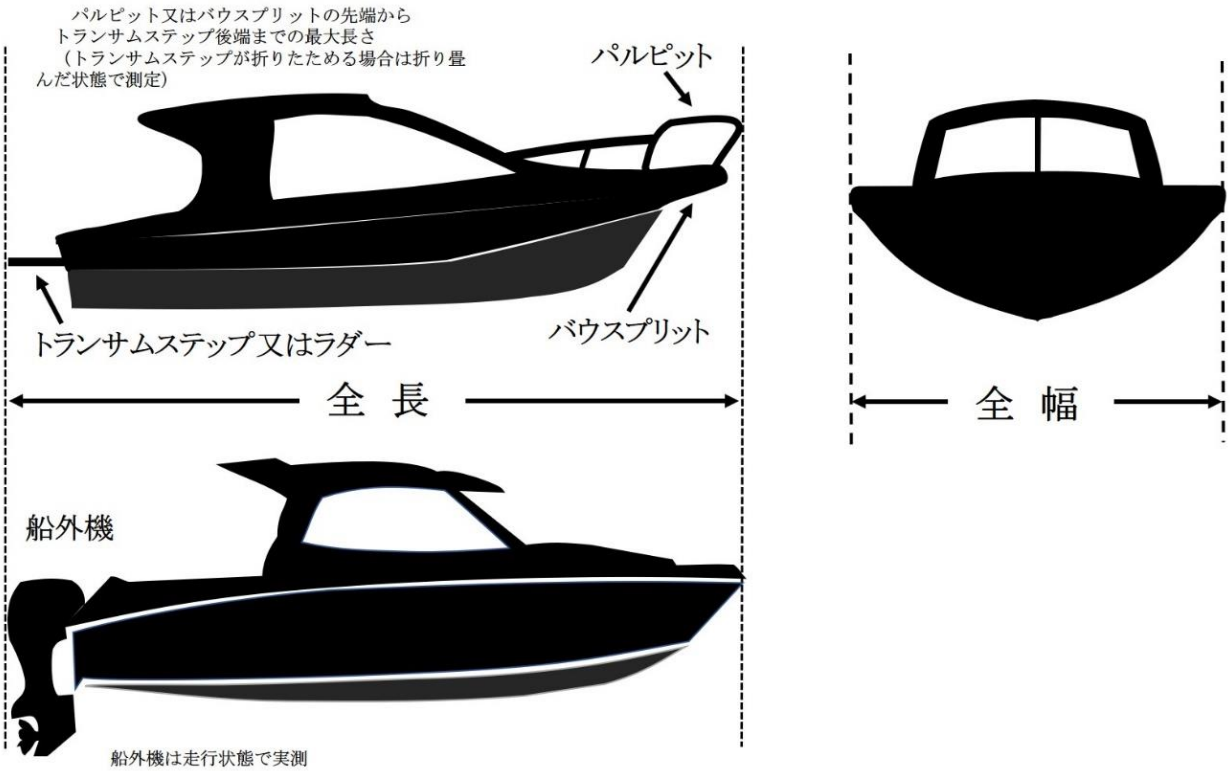

糸観ドJV通第００２号
令和　３年　４月　８日

各　　位

糸満漁港ふれあい公園指定管理共同企業体
糸満市観光協会・ドリームブリッジ共同企業体
(公印省略)

ﾋﾞｼﾞﾀｰﾊﾞｰｽ現契約者の利用についてのお知らせ

拝啓

平素から糸満漁港ふれあい公園糸満フィッシャリーナをご利用頂きましてお礼申し上げます。

さて、令和３年度の「ビジターバースの利用申請ご案内」文中（２）「本措置は、既契約のオーナー及び船舶に適用されるものであり、期の途中でのオーナーと船舶の変更は一切認めません。後文省略」とありましたが、再度糸満市と協議の結果、船舶の入れ替えについては、下記のとおり猶予期間を設けることに致しましたのでお知らせします。

敬具

記

１　**船舶の変更手続きの要領**

（１）　船舶を入れ替える場合は、入れ替え前にフィッシャリーナへ連絡下さい。入れ替え予定の　　船舶が艇長（艇幅）（実測値）が規定内であるかどうか、入れ替えの時期などを合わせてご連絡下さい。入れ替えされた際にこちらで実測させていただきますが、その際に申告された艇長（幅）に相違があった場合（それぞれの区画の許容範囲を超える場合）は、施設使用許可はいたしません。計測される際、裏面の「艇長実測要領図」を参考に計測をお願いいたします。

（２）　船舶の売買（譲渡）に伴う申請者の変更
令和３年度の「ビジターバースの利用申請ご案内」のとおり、オーナー変更はできませんので施設使用許可は解除致します。

（３）　買主様又は、依頼する業者様には、浮桟橋を継続使用はできない旨お伝えください。

２　**船舶入れ替え可能な猶予期間**

令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの３年間とし、それ以降につきましては、、船舶の入れ替えはできなくなります。

３　契約期間

事業年度の上半期、下半期のそれぞれ６カ月間とし、半期ごとに契約の申請をお願いします。
案内については、下半期分を７月初旬にご案内し８月末迄に申請書類の提出及び利用料の納付
次年度上半期分を１月末案内し、２月末迄に申請書類の提出及び利用料の納付をお願い致します。

※ お問い合わせ

〒９０１－０３０５　沖縄県糸満市西崎町１－６－９
糸満フィッシャーリーナ管理事務所
℡　０９８－８４０－３４５９　fax　０９８－８４０－３４６０

以上

艇　長　実　測　要　領　図

各区画許容範囲

海上浮桟橋

（1）１２mﾋﾞｼﾞﾀｰﾊﾞｰｽ　：12m（幅3.9m）未満

（2）１８mﾋﾞｼﾞﾀｰﾊﾞｰｽ　：18m（幅5.1m）未満

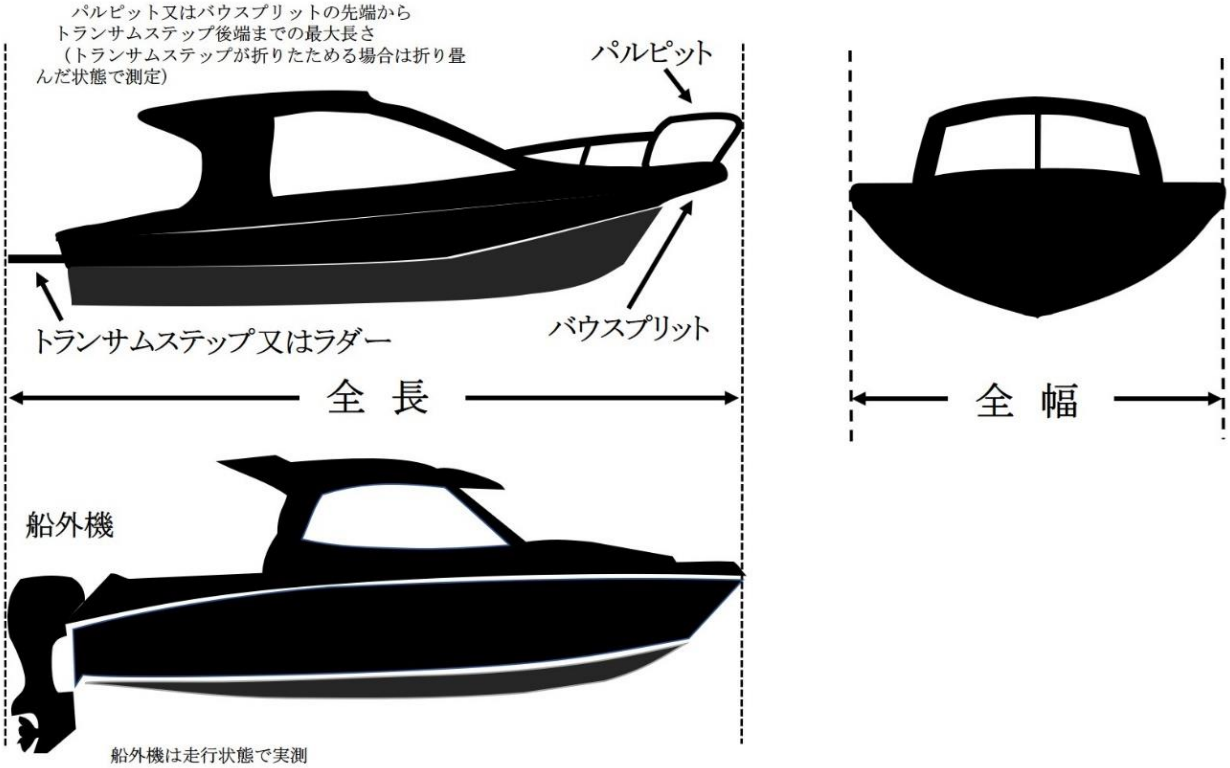

糸観ドJV通第003号
令和　3年　5月 22日

各　　位

糸満漁港ふれあい公園指定管理共同企業体
糸満市観光協会・ドリームブリッジ共同企業体
（公印省略）

ビジターバース半年契約利用中の皆様へ

利用方法の変更についてのお知らせ

拝啓

平素から糸満漁港ふれあい公園フィッシャリーナをご利用頂きましてお礼申し上げます。
さて、令和３年４月８日発信の糸観ド通第００２号でお知らせした利用方法の変更について、船舶の売買（譲渡）に伴う申請者の変更についても、猶予期間を設けることと致しましたので改めてお知らせします。

敬具

記

１　船舶の変更手続きの要領

船舶を入れ替える場合は、入れ替え前にフィッシャリーナへご連絡ください。入れ替え予定の船舶の艇長（幅）の実測値が規定内であるかどうか、入れ替え時期などを合わせてご連絡ください。入れ替えされた際にこちらで実測させていただきますが、その際に申告された艇長（幅）に相違があった場合（それぞれの区画の許容範囲を超える場合）は、施設使用許可はいたしません。

２　現契約艇の売買（譲渡）手続きの要領

（１）売買される場合は、フィッシャリーナへご連絡下さい。その際に業者委託又は知人・縁故者への個人的売買（譲渡）など売買方法などをご連絡ください。

（２）引き続き浮桟橋を利用される場合は、売買が成立される前に、船主予定者様との諸手続き説明、及び面談等を行い引き続きの施設使用許可の可否を指定管理者で判断します。
売買が決定された後に申請手続きをされても、施設使用許可については許可いたしません。

（３）買主様又は、依頼する業者様には、浮桟橋の継続使用の可否は指定管理者で決定される旨をお伝えください。

３　猶予期間

令和３年５月 22 日から令和６年３月３１日までとし、それ以降につきましては、「糸満フィシャリーナ使用許可条件」第５条に基づき、売買（譲渡）された場合は、使用許可は取り消しいたします。

４　契約期間

事業年度の上半期、下半期のそれぞれ６ヵ月間とし、半期ごとに契約の申請をお願いいたします。案内については、下半期分を７月初旬にご案内し８月末迄に申請書類の提出及び利用料の納付次年度上半期分を１月末案内し、２月末迄に申請書類及び利用料の納付をお願い致します。

お問い合わせ
〒９０１－０３０５　沖縄県糸満市西崎町１－６－９
糸満フィッシャーリーナ管理事務所
℡　０９８－８４０－３４５９　fax　０９８－８４０－３４６０

以上

（参考）

猶予期間及び令和６年４月１日以降の運用

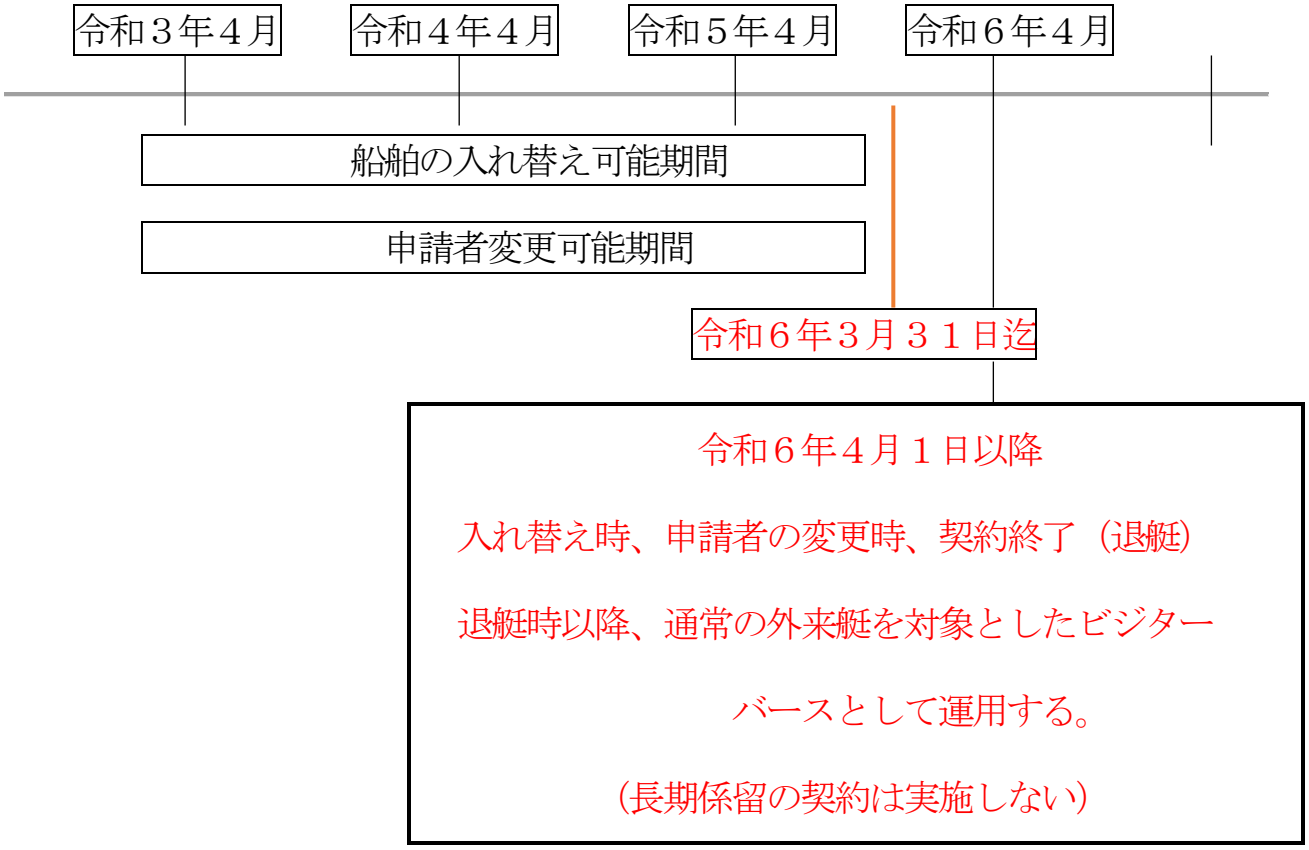

５　申請(更新)時必要書類一覧表

（１）　書類一覧表

（２）　各書類様式（糸満ﾌｨｯｼｬﾘｰﾅ様式）

ア　糸満フィッシャリーナ施設使用（変更）許可申請書
イ　船舶管理責任者届出書
ウ　共同利用者名簿
エ　行為許可申請書
オ　委任状（共同名義船舶使用者）
カ　退艇・譲渡・売買・入替・改造　届出書
キ　艇実測計測図
ク　確約書(月払い申請者用)
ケ　誓約書（新規契約者用）
コ　反社会的勢力ではないこと等に関する確約書
サ　出入港届

（３）　必要書類図(糸満ﾌｨｯｼｬﾘｰﾅ様式以外の物)

申請(更新)時必要書類一覧表（１）

連番	項　　目	備　　考
1	利用許可申請書 (糸満ﾌｨｯｼｬﾘｰﾅ所定様式)	新規者及び既施設利用者は、艇の入れ替え等申請内容に変更があった場合はその都度、提出していただきます。
2	申請者の住民票(個人)	新規又は既施設利用者で住所変更された方はその都度提出していただきます。
3	申請者の登記簿(法人)	新規者及び既施設利用者は申請書に係る変更がある場合は、その都度提出していただきます。 代表者変更・住所地変更・社名変更等があれば提出。
4	船舶免許証の写し	新規者及び既施設利用者は免許証の書き換えを行った際は、その都度提出していただきます。
5	船の側面全景写真	新規者及び既施設利用者で艇入れ替えをする方は事前に送付して下さい。フィッシャリーナへの入艇の可否判断資料とします。
6	船舶検査証の写し	新規者及び既施設利用者は許可期間内に検査等を受検し検査証の書き換えが行われた船舶はその都度提出していただきます。 検査期限が切れている書類は、受付いたしません。
7	船舶検査手帳(裏・表)の写し	新規者及び既施設利用者は許可期間内に検査等を受検し検査証の書き換えが行われた船舶はその都度提出していただきます。 検査期限が切れている書類は、受付いたしません。
8	小型船舶登録事項通知書 の写し	新規者及び既施設利用者は許可期間内に本書の書き換えが行われた際はその都度提出していただきます。
9	リース契約書の写し	リース契約船を使用している方は提出。
10	賠償責任保険証の写し	新規者及び既施設利用者は、保険更新時、新しい保険証券をその都度提出していただきます。 ただし、「日本漁船保険組合(PB保険)」と契約している方で保険期間が４月1日から3月31日までの保険に加入されている方は、省略されて結構です。
11	船舶管理責任者届出書 (糸満ﾌｨｯｼｬﾘｰﾅ所定様式)	・申請者以外に船舶の管理、運航を委任している申請者 ・法人申請者の方で会社登記簿に氏名のない方が、船舶の管理運航をする場合 ・申請者が遠方で緊急時対応ができない方は、緊急時船舶の管理を第３者を指定していただくため、提出していただきます。
12	共同利用者名簿 (糸満ﾌｨｯｼｬﾘｰﾅ所定様式)	申請者不在時に同船舶に艇長として運航される場合
13	船舶の使用賃借契約書	船舶の使用貸借契約、リース契約及び所有権保留条項のある売買契約等により申請者と所有者が異なる場合提出していただきます。
14	許可書返信用の封筒	申請後、糸満フィッシャリーナから使用許可書を郵送します。
15	行為許可申請書 (糸満ﾌｨｯｼｬﾘｰﾅ所定様式)	艇で営業を行おうと予定している方 海域ﾚｼﾞｬｰ事業届等関係機関の承認、許可を受けている法人及び個人又は遊漁船登録をしてる方でないと申請できません。

申請(更新)時必要書類一覧表（２）

連番	項　　目	備　　考
16	委任状 （共同名義船舶使用者） （糸満ﾌｨｯｼｬﾘｰﾅ所定様式）	共同名義船舶の申請者は、契約等の権限を申請者に一任する委任状（令和４年度の契約者から開始）を提出していただきます。
17	退艇・譲渡・売買・入替・改造届出書 （糸満ﾌｨｯｼｬﾘｰﾅ所定様式）	既施設利用者は、退艇、譲渡・売買、艇の入れ替え及び改造等を計画されている場合は、事前に届出書を提出していただきます。事前提出及び事前調整がない場合は、利用許可を取り消す場合があります。
18	艇実測測定図 （糸満ﾌｨｯｼｬﾘｰﾅ所定様式）	新規者及び既施設利用者で艇入れ替えをする方は、入替届出書と合わせて事前に提出していただきます。フィッシャリーナへの入艇の可否判断資料とします。
19	確約書(月払い申請者用) （糸満ﾌｨｯｼｬﾘｰﾅ所定様式）	退艇・譲渡・売買届出者が使用料を月払いで希望する方は、提出していただきます。
20	誓約書（新規契約者用）	新規に、駐艇場及び浮桟橋の契約をされた方は提出していただきます。
21	反社会的勢力ではないこと等に関する確約書	令和４年4月以降の新規契約者のかたは、提出をしていただきます。
22	出入港届	出港前に必ず、提出して下さい。 同乗者の氏名、住所、電話番号記載必要です。
23	その他	船舶の保有形態及び使用（運用）状況により必要な書類提出を請求する場合があります。

指定管理者の定める様式(第３条関係)

糸満フィッシャリーナ施設使用許可(変更)申請書

令和　　年　　月　　日

糸満フィッシャリーナ指定管理者　殿

写　真
上半身
3.5Cm×2.5Cm

糸満漁港ふれあい公園条例第7条第1項の規定により裏面の糸満フィッシャリーナ使用許可条件を承諾の上で、使用許可を申請します。

申請者	ふりがな 氏　名			
		印		
	生年月日			
	住　所	〒		
	自宅電話番号		職　業	
	携帯電話番号		勤務先電話番号	

使用申請期間	**令和　年　月　日**　から　**令和　年　月　日**　まで			
使用申請場所	駐艇場	６ｍ未満　９ｍ未満　１１ｍ未満		
	浮桟橋 (幅)	９(3.2)ｍ未満　12(3.9)ｍ未満　13(4.2)未満 18(5.1)ｍ未満		
艇体	艇　種	1.ﾓｰﾀｰﾎﾞｰﾄ　2.ﾃﾞｨﾝｷﾞｰﾖｯﾄ　3.ｸﾙｰｻﾞｰﾖｯﾄ 4.その他　(　　)		
	艇　長	船検証長さ　m	実測長　m	
	艇　幅	登録幅　m	実測幅　m	
	艇　名		総ﾄﾝ数	５t未満、以上（　　）t
船舶検査済票の番号	第　　号	本検期限　R06年05月17日 中間期限		
小型船舶操縦士免許	級　第　　号　期限　R06年10月14日			
賠償責任保険	期限　**迄** 保険会社名：　保険証券番号：			

E-MAILアドレス		ﾌｨｯｼｬﾘｰﾅ	info@fisharena.net

以下は記入しないで下さい。

区分	利 用 料		使用施設番号	許可番号
	1日以上1月未満	1月以上12ヶ月まで		
駐艇場	日　円	月　円		
浮桟橋	日　円	月　円		
使用許可期間	令和　年　月　日　から　令和　年　月　日　まで			

備考

1　1月未満の場合は、写真の添付を必要としない。

2　「実測長・幅」は、実測による艇体の全長及び全幅を記載のこと。

施設責任者	担当

糸満フィッシャリーナ　TEL　098-840-3459　FAX　098-840-3460

指定管理者の定める様式(第3条関係)の裏面

糸満フィッシャリーナ使用許可条件

プレジャーボートの係留施設である、糸満フィッシャリーナ(以下「本施設」という。)は、次の条件を付した上で、使用を許可します。

1　糸満漁港ふれあい公園条例、同条例施行規則及び本糸満フィッシャリーナ使用許可条件を遵守すること。違反した場合は、使用許可を取り消す場合があります。

2　本施設使用の基本は、「自己責任・自己管理」です。
本施設の使用許可は、プレジャーボートを係留するための設備の使用許可であり、プレジャーボートの保管契約ではありませんので次の事項を厳守すること。

1) 使用許可を受けたプレジャーボートが、暴風、豪雨、地震、地滑り、落盤その他の自然的現象、騒乱、暴動その他の人為的な現象などの不可抗力、遭難、衝突、その他人災、火災、盗難、いたずらにより損害が生じた場合、市はその責任を負いません。自己の責任と経費で対応すること。

2) 使用許可を受けた者又は使用許可を受けたプレジャーボートが本施設その他に損傷を与えたときは、速やかに管理者に届け出た上で、その指示に従い、自己の責任と経費で原状に回復すること。

3) 使用許可を受けたプレジャーボートが、第三者に損害を与えた時は、使用許可を受けた者が自己の責任と費用で解決すること。

4) 使用許可を受けた者は、台風、高潮等の異常気象により、使用許可を受けたプレジャーボートの安全性が確保できないと判断したときは、使用許可を受けたプレジャーボートを自己の責任で安全な場所へ移動すること。

5) 使用許可を受けた者は、プレジャーボートの事故による対人賠償、対物賠償等を補填するプレジャーボート責任保険の加入を義務づけます。

3　使用許可の期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間です。

1) 利用料は、条例に基づく金額です。年度途中に使用許可を受けた場合は、月割で計算した使用料を、係留開始前の指定する期日までに納付すること。

2) 使用許可期間満了後も引き続き利用するときは、使用許可満了日の**30日前まで**に、使用許可継続申請を提出し、納付書に従い**年間利用料を一括納付**すること。使用許可開始日から30日を経過しても利用料の全額納付がない場合は自動的に利用許可を取り消す。

3) 使用料の改定がある場合は、事前に連絡します。なお、年度途中で解約した場合は、既に納付された使用料は還付しません。

4　市は、使用許可を受けたプレジャーボートが本施設への入艇時に、実寸の測定、所有者名義等の確認を行い、虚偽申請や齟齬がないことを確認します。虚偽申請や齟齬があった場合は、使用許可を取り消します。確認後、本施設の使用許可を受けたことを証する許可標識(ステッカー)を交付します。
許可標識は、使用許可を受けたプレジャーボートの見やすい場所(運転席の右横)に貼付すること。
この許可標識の貼付けがないと本施設を使用できません。

5　使用許可を受けた者は、この権利を第三者に譲渡、転貸及び担保差入することはできません。
譲渡等をした場合は、使用許可を取り消します。

6　使用許可期限を経過して、又は使用許可の取消しを受けた日から係留はできません。係留を継続する船舶は、航行の制限措置をとり、5万円以下の過料を徴収します。

7　使用許可を受けた所有者の変更と、艇体の許可長さ(計測値)を超える変更はできません。その場合は新たに申請し許可が必要です。

8　施設の整備の改築、運営管理上、許可バース単位に係留位置の変更を市が命令することが出来る。

9　使用許可を受けたプレジャーボートは、市が指定した場所にのみ係留が可能であり、その他の長期係留設備、漁船係留施設に係留できません。

10　係留器具は市が指定する器具等以外は設置できません。万一、設置したときは撤去処分します。

11　本施設の使用時間は、日の出から日の入りまでの明るい時間帯とし、夜間航行は自粛してください。

12　使用許可を受けた者は、漁業法に基づく漁業権や港則法の規定など関係法令を遵守すること。また、漁業者の漁の妨げをしないこと。

13　本施設内では、2ノット以下の速度で航行すること。本施設から航路に出る時は、出入口付近で一時停止して他の船舶の航行を確認の上十分注意した上で航行すること。

14　本施設の入出港は、右側通行を原則とし、大回りして航行すること。

15　漁港の維持管理、その他公益上必要と認めるときは、直ちに係留を中止するよう命令することがあります。
また、市が主催又は後援等を行う行事の実施にあたり、当日、施設の使用制限や係留場所の移動を命じることがあります。

16　消防法に違反するガソリン並びに危険物の持ち込みは禁止です。

17　使用許可を受けたプレジャーボートは小型船舶検査による安全備品の他、所定の安全備品を必ず備えること。また安全のため通信機器(携帯電話等)の設置を推奨します。

18　許可を受けたプレジャーボートの係留にあたっては、他人に迷惑をかけないなど、マナーを守ること。

19　本施設で海洋レクリエーション業を行うには、別途に許可が必要です。

20　使用できるバースは、プレジャーボートの実測値が係留設備能力の最大全長及び最大幅以下であること。

21　次の行為を行う者に対しては、本施設への入場を拒絶し、又は本施設からの退場を命じます。
(1)　公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
(2)　他人に危害を及ぼし又は迷惑になるおそれがある者
(3)　他人に危害を及ぼし又は迷惑になるおそれがある動物その他を携帯する者

22　本施設内で行ってはいけない行為は次のとおりです。
(1)　遊泳や魚釣り
(2)　本施設内での火気の使用
(3)　廃棄物を放置又は捨てること
(4)　急速力での航行又は無謀な運転
(5)　クイックサービスを除くプレジャーボートの修理
(6)　許可を受けたプレジャーボート以外の係留
(7)　貝落とし、洗剤による洗艇、マリントイレの使用

23　本施設内では、使用許可を受けたプレジャーボート以外の航行を禁止する。

使用許可条件説明確認
使用許可条件説明を受け 同条件を承諾し遵守します。
令和　　年　　月　　日
署名
説明者

船 舶 管 理 責 任 者 届 出 書

糸満フィッシャリーナ指定管理者　殿

令和　　年　　月　　日

〒 463-0037

住　所

申請者

氏　名　　㊞

電話番号

下記係留船舶に係る船舶管理責任者を選任したので届け出します。

記

係留船舶	申請者氏名(名称)	
	申請者氏名(代表者名)	
	船　舶　名	
	船舶検査済票番号	
	駐艇場(浮桟橋)番号	
選任された船舶管理責任者	住　　所	〒
	氏　　名	
	生　年　月　日	
	電　話　番　号	
	その他の連絡方法	ﾒｰﾙ等
		FAX等

小型船舶操縦士免許(写)添付欄

船舶管理責任者の従事事項

該当番号に○を記入して下さい。

1　船舶管理に関する連絡対応
　(緊急時の対応を含む)

2　主として船舶を使用する方として選任

3　その他
　(　　)
　その他で業務を委任する事項

船舶管理責任者選任届出書が必要な方

※1　法人名義船舶　：　主として当該船舶を使用する方

※2　申請者が県外の方（法人・個人）　：　船舶管理(運航)に関し早急に対応できる本島在住者

※3　その他　：　申請者本人が、船舶管理に関し早急に対応できない場合に別の者を選任する場合

受付印

共　同　利　用　者　名　簿

糸満フィッシャリーナ指定管理者　殿

令和　　年　　月　　日

〒

住　所

申請者

氏　名　　㊞

電話番号

下記係留船舶に係る船舶共同利用者を　　名指定したので届け出します。

記

係留船舶	船　舶　名		
	船舶検査済票番号	第　　号	
	駐艇場(浮桟橋)番号	駐艇場　　浮桟橋　番号：	
小型船舶操縦士免許(写)添付欄		登録年月日	年　月　日
		氏名	
		電話番号	
		住所	
		備考	
		解除年月日	年　月　日
小型船舶操縦士免許(写)添付欄		登録年月日	年　月　日
		氏名	
		電話番号	
		住所	
		備考	
		解除年月日	年　月　日

※　船舶共同利用者の小型船舶操縦士免許を添付して下さい。

※　船舶共同利用者の指定(解除)についてはその都度、糸満ﾌｨｯｼｬﾘｰﾅへ連絡して下さい。

受付印

係留船舶	船　舶　名	
	船舶検査済票番号	第　　号
	駐艇場(浮桟橋)番号	駐艇場　　浮桟橋　番号：

小型船舶操縦士免許(写)添付欄	登録年月日	年　月　日
	氏名	
	電話番号	
	住所	
	備考	
	解除年月日	年　月　日
小型船舶操縦士免許(写)添付欄	登録年月日	年　月　日
	氏名	
	電話番号	
	住所	
	備考	
	解除年月日	年　月　日
小型船舶操縦士免許(写)添付欄	登録年月日	年　月　日
	氏名	
	電話番号	
	住所	
	備考	
	解除年月日	年　月　日
小型船舶操縦士免許(写)添付欄	登録年月日	年　月　日
	氏名	
	電話番号	
	住所	
	備考	
	解除年月日	年　月　日

指定管理者の定める様式（第5条関係）

行 為 許 可 申 請 書

令和　　年　　月　　日

糸満フィッシャリーナ指定管理者　殿

申請者　住所　　〒

学校又は法人、団体等にあっては、その名称、住所地及び代表

申請者　　印

代表者名

担当者名

ＴＥＬ

（学校又は法人、団体等にあっては、その名称、住所地及び代表者名）

糸満漁港ふれあい公園条例第5条第１項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

行為の目的		
行為の期間		令和　年　月　日　時　分から 令和　年　月　日　時　分まで
行為の内容		
海洋レクレエーション業の内容		□　1　ダイビング　□　2　クルージング　□　3　沖釣 □　4　筏釣　□　5　その他（　　） 行為等の内容が明らかになる資料を添付 ※　利用頻度、乗客見込みを明記すること。 添付資料名： 乗客見込み；　名/年
船の規格	船名・船種	船　種
	船長・船幅	船長　m　船幅　m
	船舶登録番号	第　号　漁船登録番号　号
保険	保険会社名	
	保険証券番号	保証期限：　令和　年　月　日迄
遊漁船業登録		遊漁船業登録の有無：□　登録番号： 遊漁船業登録有効期間：　令和　年　月　日迄 （都道府県の登録通知書の写しを添付）
その他特記事項		HPの有無　検索ﾜｰﾄﾞ　HPｱﾄﾞﾚｽ □　（　）　（　）

糸満フィッシャリーナ　TEL　098-840-3459
FAX　098-840-3460

施設責任者	担当	許可番号

指定管理者の定める様式

（共同名義船に関する契約権限の委任に関する委任状）

糸満フィッシャリーナ指定管理者　殿

委　　任　　状

権限委任者の住所氏名

住所　〒

氏名　　㊞

生年月日　昭和・平成　　年　　月　　日　電話番号

私は上記の者を(船名)

の糸満フィッシャリーナ契約に関する全ての事項について、
権限を委任し、その決定に関して異議申し立ては致しません。

令和　　年　　月　　日

委任する人

住所　〒

氏名　　㊞

生年月日　昭和・平成　　年　　月　　日　電話番号

以　　上

※ 委任状効力：糸満フィッシャリーナ利用期間

退艇・譲渡・売買・入替・改造　届出書

糸満フィッシャリーナ指定管理者　殿

令和　　年　　月　　日

下記契約船舶の　　を予定していますので届出致します。

記

申請者 係留船舶	申請者氏名(法人名)	
	電　話　番　号	
	船　舶　名	
	船舶検査済票番号	第　　号
	駐艇場(浮桟橋)番号	駐艇場・浮桟橋　　番号：

※　該当項目番号を〇囲みして質問事項を記入して下さい

1　退　艇

（1）　退艇予定年月日　：　　令和　　年　　月　　日

（2）　退艇後の保管先：

（3）　施設利用料月払い希望の有無：　　有　・　無

※　月払いの場合は、　年度末で契約は終了し、更新はできません。

2　譲渡・売買

（1）　譲渡・売買予定年月日：　令和　　年　　月　　日

（2）　譲渡・売買の方法：　・個人譲渡（売買）・業者委託(譲渡・売買)

（3）　施設利用料月払い希望の有無：　　有　・　無

※　月払いの場合は、　年度末で契約は終了し、更新はできません。

3　入れ替え

（1）　入れ替え予定年月日：　令和　　年　　月　　日

（2）　現在の船舶の状況：　売却・譲渡・廃船・別保管場所へ移動・その他

4　改造

（1）　改造場所

ア　船体

イ　船台

（3）　船体改造部位（該当部位に〇囲み）

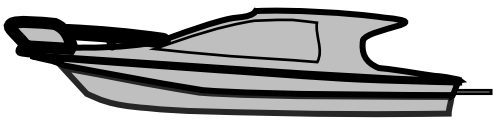

（2）　時期

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

整備場所　：　・　フィッシャリーナ構内　　・　フィッシャリーナ構外

※内容によりフィッシャリーナ構内においての作業をお断りする場合があります

退艇・譲渡・売買・入替・改造の手順

１　退艇・譲渡・売買・艇の入れ替えをしようと計画なされた場合、速やかに届出をお願いいたします。

２　事前届出のない売買・譲渡・入れ替えは引き続きの施設使用許可は致しません。

３　手　　順

（１）退艇される場合

ア　届出書の提出をお願いします。
　　退艇日が決定していなくとも、契約年度内に退艇を予定している方については届出をお願いします。

イ　退艇日が決まりましたら、事前に連絡をお願いします。

ウ　退艇日
　　営業時間内に退艇（職員立ち合いで退艇）

エ　船舶、台車等付属品すべての撤収をお願いします。

（２）　譲渡・売買の後、契約解除される場合

ア　届出書の提出をお願いします。
　　譲渡(売買)先が決定していなくとも、契約年度内に譲渡(売買)を予定している方については届出をお願いします。

イ　譲渡・売買要領が決まりましたら、連絡をお願いします。

ウ　新申請者予定者様とフィッシャリーナの面談が必要になりますので日程調整をお願いします。面談終了後フィッシャリーナとの契約に問題がなければ譲渡・売買手続きを進めて下さい。面談後、フィッシャリーナとの契約に問題があるようであれば新申請者様へはフィッシャリーナの施設利用許可はいたしません。

エ　船舶名義変更等の手続き等を開始

オ　フィッシャリーナへ申請書類等提出後、契約完了（新契約者）

（３）　船舶の入れ替えをする場合

ア　届出書の提出をお願いします。
　　入れ替える船舶が決まっていない段階で届出の提出をお願いします。

イ　現契約場所での船舶の入れ替えのため艇長、艇幅を所定の範囲でお願いします。艇長・艇幅が所定を超える場合は、入れ替えはできません。

ウ　入れ替える船舶の候補が決まった場合に、全景写真、船舶検査証、船舶検査手帳（表・裏）の写し及び新たな船舶の申請書をご記入のうえFax又は窓口へ提出して下さい。事前に入艇可能の判断資料とさせていただきます。

エ　艇入れ替えの際は、営業時間内に職員の立ち合いで入艇していただきます。事前の日程調整をして入艇して下さい。計測場所は海上係留は、ﾋﾞｼﾞﾀｰﾊﾞｰｽ、陸上はｽﾛｰﾌﾟ横の整備場でそれぞれ実測を行い問題がなければ、契約場所へ移動していただきます。

実測結果表（申請用）

1　新規契約者、船舶の入れ替え時、フィッシャリーナから要求があった場合

2　船舶の全景写真を合わせて提出してください。

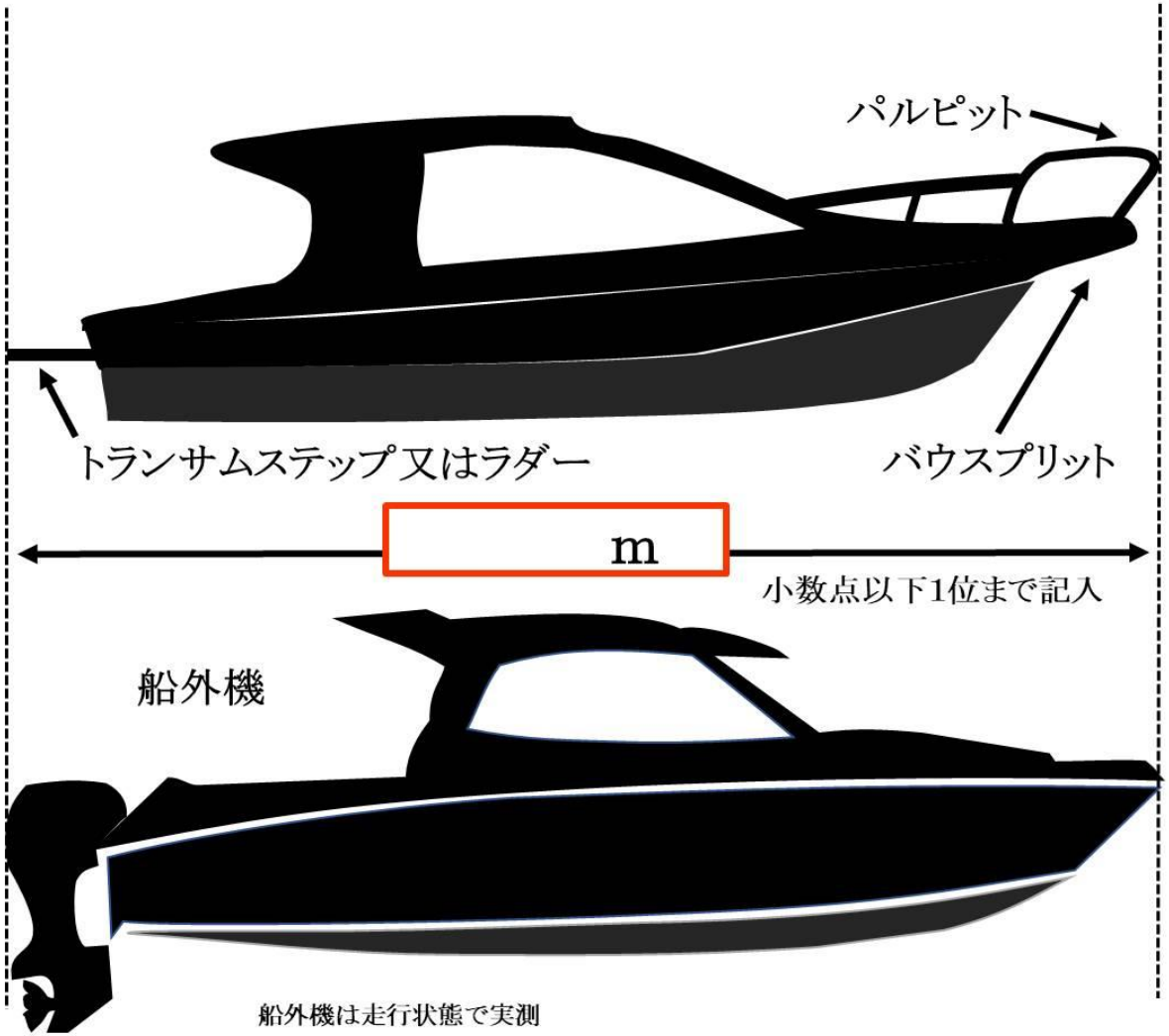

項　　目	内　　容
計　測　年　月　日	年　　月　　日
計　測　実　施　者	
計　　測　　場　　所	
艇名又は船舶番号	
申　　請　　者	

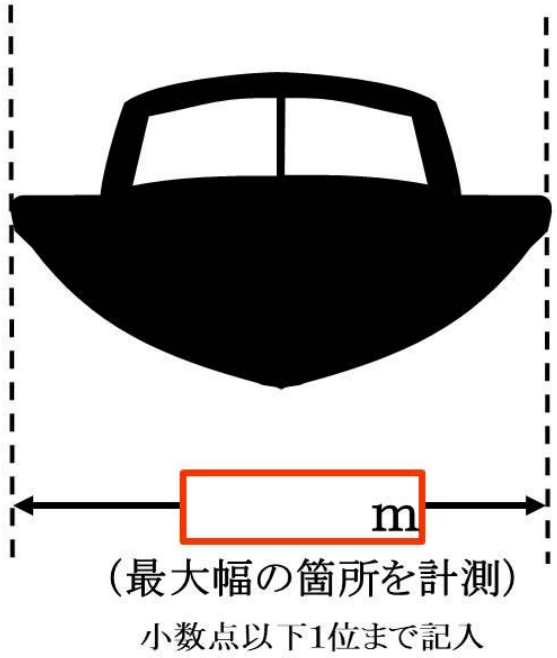

		全　　長	採用寸法	全　　幅	採用寸法	計測年月日	年　　月　　日
実測結果 （職員計測）	1	m		m		計測者	
	2	m		m		計測場所	浮桟橋(海)　・　整備場(陸)
	3	m		m		備　　考	

駐艇場・浮桟橋　No.

船名：

糸満フィシャリーナ施設利用料金表（艇実測長・税率10%）　単位：円　（令和元年10月1日）

期間	区分	5m未満	5－6m	6－7m	7－8m	8－9m	9－10m	10－11m	11－12m	12－13m	13－14m	14－15m	艇長15mを超えるもの
1ヶ月未満の場合1日につき	駐艇場	410	490	580	660	750	830	910	990	1,070	1,170	1,250	1,250円に15mを超える1mまでごとに80円を加算した額
	9m浮桟橋	970			1,120	1,250	1,390						
	12m浮桟橋	1,390						1,530	1,670	1,810			
	13m浮桟橋	1,530							1,670	1,810	1,950		
	18m浮桟橋	2,080											2,080円に15mを超える1mまでごとに140円を加算した額
1か月以上1年未満の場合1ヶ月につき	駐艇場	6,280	7,530	8,800	10,050	11,300	12,560	13,820	15,080	16,330	17,600	18,850	18,850円に15mを超える1mまでごとに1,250円を加算した額
	9m浮桟橋	14,660			16,750	18,850	20,950						
	12m桟橋	20,950						23,030	25,130	27,230			
	13m浮桟橋	23,030							25,130	27,230	29,330		
	18m浮桟橋	31,420											31,420円に15mを超える1mまでごとに2,080円を加算した額
1年間	駐艇場	62,850	75,420	88,000	100,560	113,130	125,700	138,280	150,850	163,420	176,000	188,560	188,560円に15mを超える1mまでごとに12,560円を加算した額
	9m浮桟橋	146,660円			167,610	188,560	209,510						
	12m浮桟橋	209,510						230,470	251,420	272,370			
	13m浮桟橋	230,470							251,420	272,370	293,330	314,280	314,280円に15mを超える1mまでごとに20,950円を加算した額

ディンギー型ヨット駐艇場利用料（艇実測長）　単位：円

期間	3m未満	3－5m	5m以上
1か月未満の場合1日につき	210	300	430
1ヶ月以上1年未満1ヶ月につき	2,200	3,070	4,400
1年の場合	22,000	30,800	44,000

その他利用料金

給水1回30分	給電1回30分	フォーク上下架各1回	ボート船台	シャワー1回5分
150	190	510	1,250	200
ジェッター1時間	給電1日	外来斜路（係留艇以外）	ヨット船台	駐車場24時間
1,560	1,580	2,000	2,010	300

年利用料	：	円
変　更	：	円

実測長：　　m

（実測結果表裏面）

（月払い申請者用）

確　約　書

糸満フィッシャリーナ指定管理者　殿

わたしが貴社と契約している船舶（　　）は、売船予定で購入者をさがしているところです。そのため、本来一括して支払いすべき利用料について分割払いを認めてもらいました。したがって、この特別措置は本年度のみ適用するものと了解し、令和　　年　　月　　日までに売船できない場合は速やかに撤去することを約束します。

また、分割する利用料は毎月月末までに翌々月分をお支払いすることを約束します。

令和　　年　　月　　日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

糸満フィッシャリーナ指定管理者　殿

誓　約　書

わたしは、糸満フィッシャリーナの使用許可を受けた場合には、糸満漁港ふれあい公園条例、糸満漁港ふれあい公園条例施行規則、フィッシャリーナ施設利用許可に関する運用内規等を遵守します。

これらの条例、規則、内規等に違反した場合、または許可申請書類に虚偽記載があった場合は使用許可を取り消しされても不服の申し立てをしないことを誓約いたします。

令和　　年　　月　　日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

反社会的勢力ではないこと等に関する確約書

糸満フィッシャリーナ指定管理者　殿

1，私（当社、クルーメンバーを含む）は、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを確約致します。

①暴力団、暴力団員、暴力団構成員
②準暴力団、反グレ集団構成員
③①②関係企業、総会屋等
④暴力団員でなくなってから５年を経過してない者
⑤その他前各号に準ずる者

2．私（当社、クルーメンバーを含む）は、現在又は将来にわたって。前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等と言う。）と次のいずれかに該当する関係がないことを確約致します。

①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
②反社会的勢力が、実質的に関与している関係
③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を与えるなど反社会的勢力等を利用する関係
④反社会的勢力等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関係
⑤その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3．私（当社、クルーメンバーを含む）は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを確約致します。

①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計または威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
⑤その他前各号に準ずる行為

4．私（当社、クルーメンバー含む）は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合およびこの確約書が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで使用許可を取り消されても一切意義申し立てず、また、賠償ないし保障を求めないとともに、これより損害が生じた場合は、一切私（当社、クルーメンバーを含む）の責任とすることを確約致します。

令和　　年　　月　　日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第８号様式(第7条関係)　　改訂　平成25年 5月 24日

入 出 港 届

令和　　年　　月　　日

施設番号		艇　種	
艇　名		船舶番号 済票番号	第　－　号
艇長名		艇の全長	
電話番号		艇の重量	
入・出港	令和　年　月　日　時　分		
帰港予定	令和　年　月　日　時　分		
行先	近海　方面		

同伴者	氏名	年齢	住所	電話番号

出港確認	月　日　時　分	報告者		確認
帰港確認	月　日　時　分	報告者		確認
備考				

上架		下架		水		氷		電気		営業		その他			

必　要　書　類　図　1

（糸満フィッシャリーナ様式以外の物）

住民票抄本（個人）　原本提出

登記簿謄本（法人）　原本提出

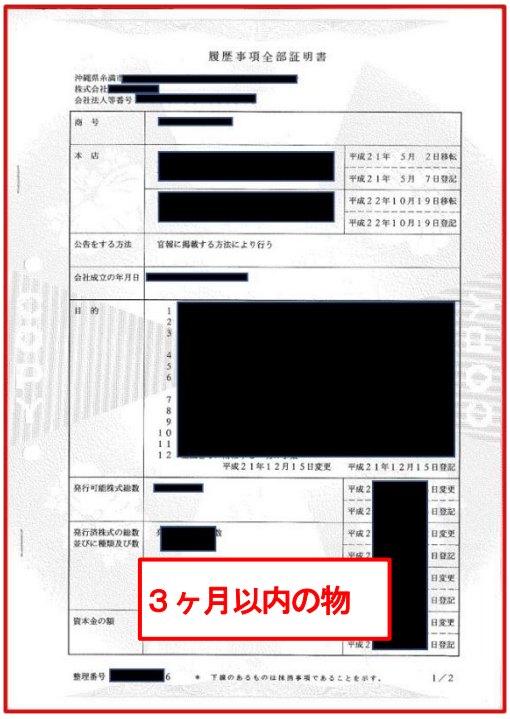

小型船舶操縦免許証

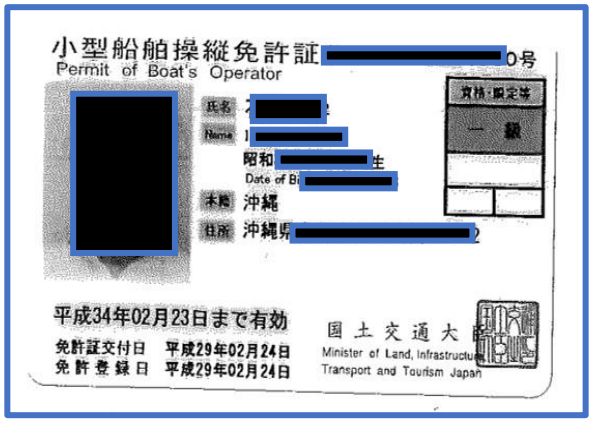

船舶検査証書

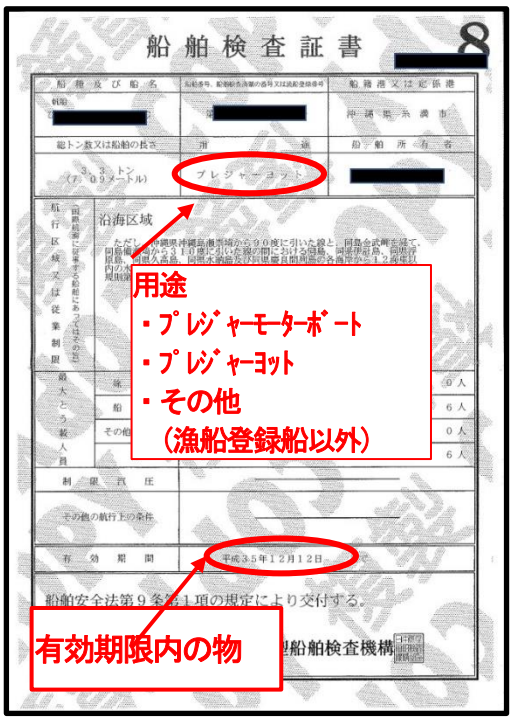

船舶検査手帳　表

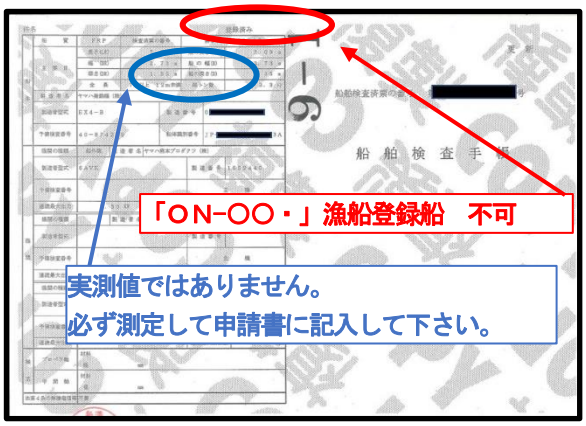

船舶検査手帳　裏

必　要　書　類　図　2

（糸満フィッシャリーナ様式以外の物）

小型船舶登録事項通知書（JCI 発行分）

小型船舶登録事項通知書（移転登録）　　整理番号第 04900 号　(1/1)

船舶番号記録部

船　舶　番　号
[redacted]沖縄

小型船舶の登録等に関する法律の規定に基づき、平成29年 8月10日に下記内容の登録を行いましたので通知します。

平成29年 8月10日　　日本小型船舶検査機構 沖縄 支部

表示部（小型船舶の表示に関する事項）

船舶の種類	船籍港	船舶の長さ	船舶の幅	船舶の深さ
帆船	沖縄県糸満市	7．09m	2．73m	1．35m
総トン数	船体識別番号	推進機関の種類及び型式	新規登録年月日（原簿調整年月日）	
3．3トン	J[redacted]D3A	船外機	平成21年10月 7日	

事項部（所有権に関する事項）

順位番号欄 主登録	付記	登録の目的	登録の原因及びその発生年月日	所有者の氏名または名称及び住所その他の事項	登録年月日
4		所有権移転	売買 平成29年 8月10日	[redacted]	平成29年 8月10日

通知された船舶番号を船体に表示してください。
申請された登録事項等と相違していないことを確認してください。もし相違しているときは直ちに申し出てください。
※　下線のあるものは抹消事項であることを示す。※この書類は登録内容をお知らせするもので保管義務はありません。

10

船舶全景写真（カラー）A4 横(データで Email 送付でも可)

船舶の全景写真

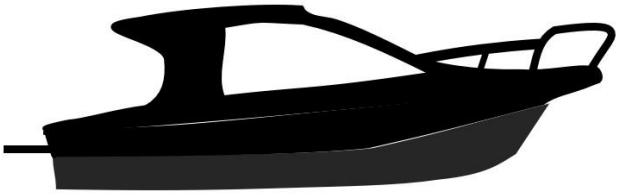

※　データで送付される場合
　　正面・側面・背面の写真送付

保険証券の写し（期限内の物）（画像なし）

保険の申込書、保険領収書は不可

６　糸満フィッシャリーナ利用者様へ

糸満フィッシャリーナ利用者の皆様へ

下記事項の遵守をお願いします。

1　出入港届の提出

出港される際は、必ず「出入港届」を提出して出発されて下さい。艇長以外の同船者の記載もお願いいたします。

※　営業時間外、事務所閉鎖時は、西側入り口に出入港届出用紙入れポストを設置していますのでそちらをご利用下さい。

2　浮桟橋及び港内での不法投棄の禁止

浮桟橋及び港内で魚の下処理や釣り魚の放流（放棄）、釣り餌の投棄は一切お止め下さい。

3　港内における２ノット以下の運航

港内で引き波をたてられますと、浮桟橋が大きくゆれて通行者や船内作業中の方に、事故を惹起させたり、給油中の方が油分の漏洩もつながりますので、港内における２ノット以下（引き波をたてない速度）の遵守をお願いいたします。

4　浮桟橋前の道路上の長時間（１時間以上）の路上駐車の禁止

道路上の安全確保のため、お車につきましては、駐車場へお願いします。また、同行者の方へもその旨、お伝えください。

5　帰港者の陸揚げ上架依頼の要領

帰港時の陸揚げ依頼の電話につきましては、１番、２番浮標を通過後航路（糸満西水路）に進入後電話依頼をお願いします。

※　夏季営業（４月１日から１０月３０日）時間中：　１７３０迄

※　冬季営業（１１月１日から３月３１日）時間中：　１６３０迄になっています。

6　油漏れ発生時の管理者への通報

船舶等作業中に燃料や油分など、漏洩（海上・陸上）された方は、速やかに管理者へ届出て下さい。利用者様は、油分漏洩時対策物品としての油分吸着マットや中和剤等準備されることを推奨いたします。

吸着マットは、糸満フィッシャリーナでも購入可能です。

7　給水・給電等使用時の料金のお支払い

水道使用や、電気を使用された場合は、その都度お支払いをお願いいたします。

給水３０分単位１５０円、給電３０分単位１９０円になっています。

8　海上バース給電ポストの使用について

給電ポストにケーブルを接続される場合は、事務所へ連絡をお願いいたします。

連絡のない接続を発見した際は、ケーブルの接続をこちらで外させていただきます。

9　整備場使用にあたっての事前予約

整備場の使用については、事前のご予約をお願いいたします。

エアガンなどを使用した吹付塗装、サンダー等で粉塵の発生する作業などはお断りする場合があります。特殊な作業を予定されている方は、管理者と事前調整、許可を受けた後に計画されて下さい。

10　宅配便等の個人宛の荷物の預かりについて

フィッシャリーナ宛にご利用者様個人のお荷物を発送する場合は、事前にフィッシャリーナへご連絡下さい。２週間以内に受け取れるお荷物に限り、お預かりいたします。

事前連絡のないお荷物にいついては、配送業者から受け取りはいたしません。

マナーを守ってボートライフを楽しみましょう。